

不良債権等の開示

1. 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」)」に基づいて、査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分し各債権額を開示しています。

平成13年9月末における単体ベースでの開示債権額は、

正常債権を除き、3兆3,269億円(平成13年3月末比5,044億円増加)となりました。これは、要管理債権の判定基準を厳格化したことに伴い、要管理債権が8,178億円増加したことが主因となっています。また、連結ベースでの開示債権額は、3兆8,431億円となりました。

金融再生法に基づく開示債権

(単位：億円)

	単体	平成13年3月末比	連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,740	159	7,350
危険債権	16,457	2,974	18,588
要管理債権	11,072	+8,178	12,493
小計	33,269	+5,044	38,431
正常債権	640,399	21,179	655,582
合計	673,668	16,135	694,013
部分直接償却(直接減額)実施額	15,808		20,385

自己査定、開示および償却・引当との関係(単体)

(単位：億円)

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率(注3)	
		非分類	II分類	III分類	IV分類		個別貸倒引当金	一般貸倒引当金
破綻先 実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5,740()	担保・保証等により回収可能部分 5,353(イ)	全額引当 387	全額償却(注1)	個別貸倒引当金 429(注2)		100%	
破綻懸念先	危険債権 16,457()	担保・保証等により回収可能部分 7,308(ロ)	必要額を引当 9,149		個別貸倒引当金 5,487(注2)		60.0%	
要注意先	要管理債権 11,072() (要管理先債権)	要管理債権中の保全部分 3,915(ハ)			個別貸倒引当金5 要管理債権に対する一般貸倒引当金1,069		15.0%(注4) 4.8%	
正常先	正常債権 640,399	正常先債権			一般貸倒引当金 4,052		3.1% 0.2%	
					特定海外債権引当勘定 117			
	総計 673,668	貸倒引当金計			10,089			
	A = + + 33,269	B 個別貸倒引当金+要管理債権に対する一般貸倒引当金			6,990		引当率(注5) (B/D) 41.9%	
		C 担保・保証等により回収可能部分(イ+ロ+ハ) 16,576	D 左記以外(A-C) 16,693					
		保全率((B+C)/A)					70.8%	

(注1) 部分直接償却(直接減額)実施額 1兆5,808億円を含みます。

(注2) 金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。

(破綻先・実質破綻先 42億円、破綻懸念先 82億円)

(注3) 「正常先」は、債権額に対する引当率を示しています。

「正常先」以外は、開示額から担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注4) 「要管理先債権」の非保全額に対する引当率(個別引当先を除く)を示しています。

(注5) 担保・保証等により回収可能部分控除後債権に対する引当率を示しています。

開示債権の区分の概要について

債務者区分	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定された部分(Ⅳ分類額)を直接償却した残額です。このうち、Ⅲ分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権となります。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上しています。
要管理債権	自己査定における要注先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

2. リスク管理債権

不良債権にかかわるディスクロージャーとしては、金融再生法に基づく開示債権とは別に、銀行法に基づき「リスク管理債権」を開示しています。

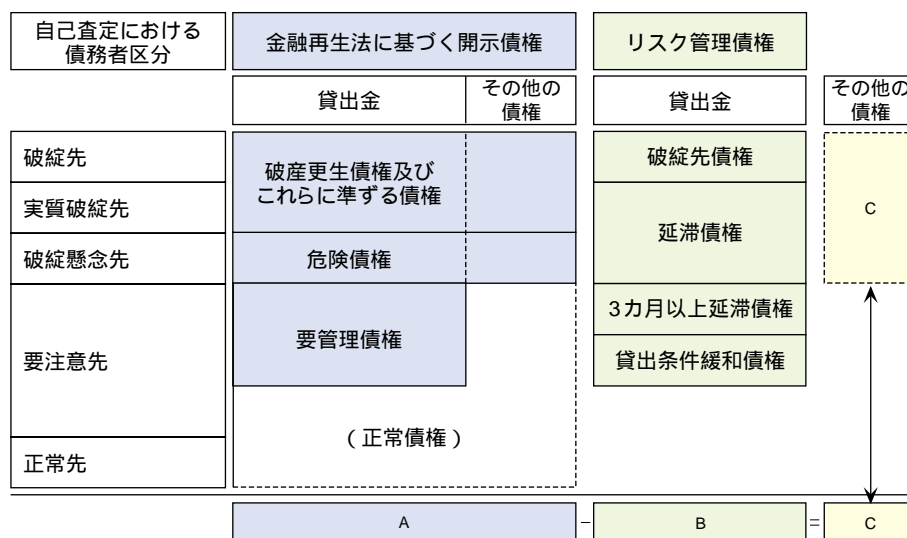
平成13年9月末における単体ベースでの開示債権額は、3兆2,698億円(平成13年3月末比5,372億円増加)となりました。また、連結ベースでの開示債権額は、3兆7,829億円となりました。

リスク管理債権

(単位：億円)

	単体			連結		
	貸出金残高比	平成13年3月末比		貸出金残高比	平成13年3月末比	
破綻先債権	2,171	(0.4%)	186	2,487	(0.4%)	244
延滞債権	19,455	(3.2%)	2,620	22,948	(3.5%)	2,827
3カ月以上延滞債権	1,057	(0.2%)	+25	1,245	(0.2%)	13
貸出条件緩和債権	10,015	(1.6%)	+8,153	11,149	(1.7%)	+8,349
合計	32,698	(5.4%)	+5,372	37,829	(5.8%)	+5,265
部分直接償却(直接減額)実施額	15,505			19,848		

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の関係について



リスク管理債権は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返が開示対象に含まれないという点を除き、金融再生法に基づく開示債権と一致しています。なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合、「不計上」としていますので、金融再生法に基づく開示債権において開示される未収利息はありません。

開示債権の地域別構成

(単位：億円)

	金融再生法に基づく開示債権 (構成比)	リスク管理債権 (構成比)
国内	31,758 (95.5%)	31,361 (95.9%)
海外	1,511 (4.5%)	1,337 (4.1%)
アジア	1,057 (3.2%)	953 (2.9%)
インドネシア	415 (1.2%)	400 (1.2%)
香港	192 (0.6%)	174 (0.5%)
インド	74 (0.2%)	52 (0.2%)
中国	39 (0.1%)	36 (0.1%)
その他	337 (1.0%)	291 (0.9%)
北米	390 (1.2%)	321 (1.0%)
中南米	9 (0.0%)	9 (0.0%)
西欧	17 (0.1%)	16 (0.0%)
東欧	38 (0.1%)	38 (0.1%)
国内・海外 合計	33,269 (100.0%)	32,698 (100.0%)

(注) 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。
債権者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成

(単位：億円)

	金融再生法に基づく開示債権 (構成比)	リスク管理債権 (構成比)
国内	31,758 (100.0%)	31,361 (100.0%)
製造業	2,725 (8.6%)	2,709 (8.6%)
第一次産業	63 (0.2%)	62 (0.2%)
建設業	2,661 (8.4%)	2,658 (8.5%)
卸売・小売業、飲食店	3,962 (12.5%)	3,871 (12.3%)
金融・保険業	1,067 (3.4%)	1,007 (3.2%)
不動産業	10,354 (32.6%)	10,336 (33.0%)
運輸・通信・その他公益事業	550 (1.7%)	538 (1.7%)
サービス業	8,014 (25.2%)	7,981 (25.4%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	2,362 (7.4%)	2,199 (7.0%)
海外	1,511	1,337
政府等	153	153
金融機関	9	9
商工業	1,349	1,175
その他	0	0
国内・海外 合計	33,269	32,698

(注) 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。